

小学校における道徳指導法の探究

—大正期の師範学校附属小学校での修身科の教育実践より—

A Search for a Teaching Method for Moral Education at Elementary School: Through Analysis of Educational Practice of Shushin-ka at Elementary Schools Attached to Normal Schools in Taisho Era

渡辺かよ子 (Kayoko WATANABE)

1. はじめに

2015年3月に学校教育法施行規則の一部を改訂する省令及び「学習指導要領」の一部改訂により「道徳」は「特別の教科である道徳」と改められ、戦後70年の長きに渡って議論が重ねられてきた道徳教育は一つの画期を迎えることになった¹。本稿は2018年より完全実施される「特別の教科である道徳」の指導法の探求に向け、「修養」と「教養」の連関²の視点から、従来の注入主義を批判し児童の自己活動や個性尊重を重視した大正自由教育の先駆的教育実践に着目したい。

道徳の教科化そのものは、道徳教育の在り方のみならず教員養成制度にも重大な歴史的課題を投げかけている。徳は教えられるのかという根源的問いはおくとしても、哲学や倫理学等の道徳の学問的基礎を殆ど学んでいない学生が、「道徳指導法」(教職必修科目)の履修のみで専門職に相応しい教育実践ができるのであろうか。今後も堅持される「大学における教員養成及び開放制の原則」は、無知ゆえに戦争を煽った「亜インテリ」性³を克服し、大卒専門職の小学校教員に相応しい学識と批判能力を確保しているのであろうか。本稿はこれらの問題を近代日本の高等教育の大衆化過程における「常識」と「科学」を結ぶ教養に連なる道徳教育の視点から考えてみたい。

本稿が着目するのは、大正期の師範学校附属小学校での修身教育の実践研究が生み出す実践智の問題である。大正自由教育⁴や当時の修身教育⁵に関しては多くの先行研究があるが、師範学校附属小学校での教育実践に着目した研究は、福井県の大正自由主義教育に関する森による研究⁶や、修身を含む社会系教科授業改革に関する永田による研究⁷、明石女子師範学校附属小学校での教育実践に関する土野による研究⁸等に限られ、その中心対象は1920年代以降である。本稿はそれ以前の1910年代の実践に焦点を絞り、大正自由教育のより原初的な実践智として、1917年(大正6)年5月の『帝国教育』の臨時増刊『小学教育の最新研究』に掲載された各地の師範学校附属小学校の修身科に関する実践研究の成果を検討し、道徳指導における実践智の生成とその課題について分析したい。

2. 『帝国教育』臨時増刊『小学教育の最新研究』(1917年5月)

師範学校附属小学校の嚆矢は、学制発布の翌年の1873(明治6)年の東京師範学校での小学校創設にあり、師範学校の授業の練習学校及び地域の小学校の模範学校として設置さ

れた。1891（明治 24）年には「尋常師範学校附属小学校規定」により設置目的が明確化され、それまでの使命に加えて普通教育の方法を研究する実験学校としての使命が追加された。1907（明治 40）年に制定された「師範学校規定」によって、師範学校には附属小学校を設置することが義務付けられた⁹。

世界的な新教育運動を背景に展開された日本の大正自由教育の中心人物の一人として知られる沢柳政太郎（1865-1927）は 1916（大正 5）年に帝国教育会会長に就任し¹⁰、その翌年に『帝国教育』臨時増刊号として発効されたのが『小学教育の最新研究』である。沢柳は 1911 年以後、修身教育に対する積極的批判を展開し、特に 1914（大正 3）年の「修身教育の開始は尋常小学校第 4 学年からに遅らせるべき」との提案は、雑誌特集¹¹等で広く議論されていた。そうした議論の興隆を背景に小学校教師はどのような道徳教育を探求していたのかを記したのが『小学教育の最新研究』である。沢柳はその発刊意図を次のように述べている。「外国に於ける教育の研究や運動や施設やは時を移さず学者に依って我国に紹介せられ、我實際教育家も亦断へず之を知らんと努めて居るが、若し本邦の教育に関する最近の研究や調査がありとせば、之を知ることは外国のそれを知ることも一層緊要で且つ適切であるであらう。…外国に於ける研究もとより軽んずべきではないか、若し学理上、實際上相当価値ある研究が邦人によって、成されたとしたならば、之を重んじ苟も看過することのないようにありたい。」¹²

国内の教育実践研究の成果を共有するために、全国の師範学校附属小学校にその最も代表的な最新の研究調査の報告を依頼したところ、多くの研究報告が集まり、その内訳は国語科が最も多種多様を占め、次いで一般事項、修身科、という順であったという¹³。同書に掲載された研究報告は以下のとおりである。第一篇：一般事項に関する研究（11 編）、第二篇：修身科に関する研究（9 編）、第三篇：国語科に関する研究（19 編）、第四篇：算術科に関する研究（9 編）、第五篇：地理科及歴史科に関する研究（10 編）、第六篇：理科に関する研究（5 編）、第七篇：体操科及唱歌科に関する研究（6 編）、第八篇：手工科及図画科に関する研究（5 編）、第 9 篇：家事及裁縫科に関する研究（7 編）、である。これら 81 編の論稿は長短多彩であり、一つの科目に同じ附属小学校の複数の研究が掲載されている場合もあるが、これらを附属小学校ごとに掲載頻度を分析すると、三重県師範学校附属小学校が 10 編、香川県師範学校附属小学校が 8 編、大阪府女子師範学校附属小学校と静岡県女子師範学校附属小学校が 7 篇、となり、主に地方の師範学校附属小学校での実践研究が紹介されている¹⁴。

3. 修身科に関する研究

以下、『帝国教育』臨時増刊『小学教育の最新号』に掲載された修身科に関する 9 編の論稿のうち、今日の道徳指導法が特に課題としている修身教育の課題と指導法と評価に関する四つの論稿を取り上げ、各附属小学校での実践研究報告を分析していきたい。

1) 石川県師範学校附属小学校「修身書活用上の注意」

石川県師範学校附属小学校は 1874（明治 7）年に石川県集成学校附属小学校として創立

された。翌年には石川県師範学校附属学小学校が発足し、1905（明治 38）年には初等教育研究会が開始されている¹⁵。同論稿は、目的論、教材論、児童論、方法論の4章から構成され、2段組36頁に渡る修身科の論稿の中でも最長の論稿である。

第一章目的論では、冒頭第一節修身教科書の本旨で国定教科書としての修身教科書と国家による道德の要求、修身書活用の目的を文科省施行規則第二条「修身は教育に関する勅語の旨趣に基きて児童の徳性を涵養し道德の實踐を指導するを以て要旨とす」を確認し、終局目的である「よき子」「よき日本人」に仕上げる教授が「如何にして児童の徳性を涵養し得るか如何にして児童の道德的興味を振起し得るか又如何にして實踐の指導をなすかは本科教授の目的たる児童の徳性涵養と實踐指導に対する根源の問題である」という¹⁶（下線筆者）。第一項特性涵養の心理的見解では、徳性を道德的習慣と解し、その本質を意志と捉えた。意志の目標を示す道德的主義と意志発動の方便に関する知識が盲動を避けるために必要である一方、意志の動機や熱となって意志の實行を支配するのは感情であるとし、知情意の具備（道德的知識の拡張と道德的感情の陶冶、道德的意志の陶冶）の必要を論じた。「…本科教授に依って児童の徳性を涵養せんには教材に依って正邪善悪に対する明確なる道德的思想を与えて理想の或る者を知らしめ同時に道德的感情を養い且又強く喚起して印象を確實にして知識に生命を与え以て既往の言行に対する満足又は叱責を感ぜしめ積極的に善良なる行為を實行し道德的理想を實行し更に新境涯に入らんと終生一貫せる意志が屢反復されて不知不識良習慣を得るに至ればやがて徳性を涵養することが出来る」¹⁷という。第二項實踐指導では、①徳性涵養は普遍的であるが實踐指導は特殊であること、②積極的（進取的勸善的）指導と消極的（禁止的懲惡的）指導に言及し、小言や大勢の前で槍玉に上げるよりも積極的指導をより多く行い生徒の名誉心に訴えるのが肝要という。「故によろしく最善最大の活動主義によって實踐の指導をなし自発的に習慣を形成せしめるように誘導し勸奨しなければならぬ。」¹⁸（下線筆者）という。

第二章教材論では、修身科教材の源泉としての教育勅語とそれが示す道德と修身書の徳目の合致を確認し、道德教育の中核とされる教育勅語の徳目を分解して教授しつつ忠孝尊祖敬神という国民性発揚の覚悟が必要という。徳目の配列については児童の発達段階に適した徳目教授と心理的配列といわれる段階教案の折衷に基づき、模倣心・盲従性の利用と自奮心の喚起、感情の陶冶が重要であるという。教科書は論理的心理的に教材を配列しているが、日常の偶発事項こそが常態である児童の日常にあつてはそれを生きた教材として活用し、教材を生活状態に対応させ地方化しなければならないという。修身科で教える事項については児童の理解に加え自ら進んで実行しようという気持ちを起こさせ、各地域の状況や児童の日常経験の引用、人物の事績と児童の境遇との比較によって教材の理解を促すことが肝要であり、道德的事実を帰納総括した道德原理である格言は、意味を十分に理解させ無意味な器械的暗誦は避けねばならないという¹⁹。各種教材の真髓とその着眼点については、教育勅語と歴代天皇の盛徳、例話（童話及寓話、仮設的物語、実話）、訓示、格言、作法、偶発事項に関する留意点が述べられている²⁰。

第三章児童論では、有効な修身科教授に向け、児童の心意発達を知り、道徳的知見の拡張や判断の養成、方法的知の範囲程度を定める必要があるとし、経験的事項として①受納時期（1～3歳。外部刺激を受け入れのみ）、②再生時期（3～6歳。外部刺激に応じた精神活動を開始し想像作用が発達）、③想像及盲従時期（6～8歳。我儘で自己中心的。模倣性を利用した指導が肝要）、④記憶時期（8～10歳。想像作用や模倣性、盲従的服従の継続と共に精神作用が発達。主観的想像より客観的観念が確実化し時間空間観念が形成され、器械的暗記に長じるようになる。正確な教授が必要）、⑤理会時期（10～12歳。さらなる進歩と複雑化を遂げる精神作用によって物事をよく理会するようになる。模倣も盲従ではなく自覚的になり、外部の制止や鼓舞に対しても原因結果を知ろうとするようになる。行為が初めて意識的になり道徳上の価値を行為に附し得るようになる）、⑥反省時期（12～14歳。精神作用が完成し抽象概括作用も盛んになり、記憶も合理的になる。自らの行為に責任を感じ反省作用も発達）と各年齢段階の特徴を記している。「約言すると感覚的から次第に合理的に模倣から次第に自覚的自発的に具体的から次第に抽象的に盲従的から次第に反省に自的から次第に公共的に進むものである。」²¹

第四章方法論では「教授の中心たる教師」のいかなる態度と用意の許に教科書活用と各種教材の取扱をすべきかを述べている。仮設的例話については教材の分解と補足をした上で教師は儀範たる態度、賞賛的態度をとることが重要であるとし、実話の主眼が道徳にあること、尊敬の態度の重要性と敬称の使い方、当該人物を適切に表す用語の使用、望遠鏡的説き方でなく人物行為の動機と心術をわかりやすく説明することに加え、反面道徳が生じないよう留意し、道徳の帰一点（＝教育勅語）の顧慮と共に、種々の教材の取り扱いに関しても子どもの経験界を基礎として出発するようにと述べている。訓示や格言については、「もともと個々の事実数多の道徳的現象を帰納し概括し得たる道徳上の規定又は法則とも見られるべきものであるからこれを演繹すると日常個々の場合に運用することが出来る」とし、附帯的訓示と実行の橋渡しと共に、生きた教材としての偶発事項に対する訓示における冷静な頭脳と公平な態度の必要性が説かれている。格言提示と既習格言の活用に加え、作法演習は特設時間での演習と共に学校生活全般でなされるべきとされた。児童用書については反復誦読から実践躬行させる重要性を説いている²²。

以上、石川県師範学校附属小学校による「修身書活用上の注意」を要約した。ここでは修身教育の目的と内容は最終的には教育勅語に収斂していくものの、その指導方法としては児童の発達段階を配慮した興味関心の喚起と自発的習慣作り、活動主義が意識されている。当時、未だ教育諸科学が未発展な時代にあって、教師自身が旧来の注入主義的な要素を残しつつ、漸進的経験智に基づきながら教育実践を行っていたことがわかる。

2) 福井県師範学校附属小学校「修身教授の徹底せざる原因及其救済法」

福井県師範学校附属小学校は1885（明治18）年福井県立福井小学師範学校附属小学校が開講し、1889年に福井県尋常師範学校附属小学校、1898（明治31）年に福井県師範学校附属小学校に改称されている。福井県師範学校附属小学校には明治末期から大正初めに

かけて、大正自由主義教育の著名な理論家や教員が在職していたことが知られている²³。同論稿は上記の石川県師範学校附属小学校の論稿とは対照的な簡潔明晰な2段組み16頁の論稿である。

緒言に続き、第一章修身教授上の欠陥及其救済法、第二章訓練上の欠陥及其救済法、第三章教師修養上の欠陥及び其救済法、第四章学校家庭連絡上の欠陥及其救済法、第五章教師交^マ交^マの頻繁及其救済法、第六章家庭教養上の欠陥及其救済法、第七章社会及自然の悪影響及其救済法、第八章倫理教育思潮の動揺及其救済法、第九章教育者の社会的地位の低下及其救済法より構成されるが、全16頁のうち第一章が9頁、第二章が4頁を占め、全体的なバランスを欠いているものの、修身教育の課題を明快に分析している。

第一章修身教授上の欠陥及其救済法では、施行規則第二条から修身教授の要旨が児童の徳性涵養と道德実践の指導にあることを確認している。徳性涵養については勅語に基づく道德的国民的理想の護持と道德的判断道德的情熱の涵養と意志の刺激による活力増大、道德実践の指導については児童の境遇に適應した実行の手段方法の察知と実行奨励による強固な意志の陶冶の重要性を述べ、基礎教育を担う小学校修身科では道德的情操の涵養と意志の陶冶が重要であるという。国民教育の基礎をなす小学校教育の全作用が道德教育に向かつてなされねばならず、全責任を負ってその根本を打ち建てるのが修身教授であるという。修身教授の主眼を情意陶冶におく同稿は、従来の知的陶冶や知意的陶冶の偏重が修身教授の不徹底の一因であるとし、知的訓練と身体的情意訓練を分離せず、修身教授は訓練と共にあるべきという²⁴。

教師については①人格修養（教師の人格が欠け修身教授の効果は薄くなっていることが修身教授の徹底していない原因の一つ。教師は「常に内省を主とし進で日新の修養に努め或いは読書、社交、大自然美の感嘆或は宗教等に依て円満にして確固たる徳性を涵養し道德を体得し益人格の向上発展を計らねばならぬ」、②実感の披瀝（「修身教授は教師の所信実感を告白して児童に感得しむる様に力めなければならない。若し実感の披瀝が出来ないならばいかに例話を誇張しいかに辞を巧にして教授するとも豪も其実績が挙がらないであらう」、③一徳的態度に出ること（「修身教授はややもすれば命令的訓戒的にばかり偏し易く、随て児童は常に徒に重大なる仕事を負わされたるが如き感を起して修身教授を喜ばざる様になる。…教師は其徳に対しては常に児童と共に修養を進めんとつとめるの意旨を知らしむる態度に出ることが必要である。唯児童にばかり命令的訓戒的に望むのではなく教師も共に其徳を一にせんとすとの所信を有することを悟らしめねばならぬ。古聖賢高德が身を以て衆を率いた妙は此一徳的態度に出たものである。」（下線筆者）、④根気強くあるべきこと、⑤模範と指導とを適切に行うべきことを論じている²⁵。

児童については、年齢段階ごとの配慮として以下のように述べている。衝動的であるものの求知心が強く話談を好む低学年には、例話を特に趣味ある様に取り扱い知らず識らずの中に徳性を涵養するようにつとめ、学校生活の開始で生活上の大きな変化を経験している児童を直に共同的平等的に扱うのではなく家庭の父母に代わる慈父的態度をもって丁寧

教訓すべきこと。思慮の加わった意志作用に行為が支配されるようになるものの自律的ではなく善悪の判断を誤る行為を取って行う中学年については、道徳的判断と情熱を養い、実行を誤らないよう指導することが肝要であり、学級のため等共同感情の良い萌芽を大切に育て、その活動性を利用した指導を行う重要性を説いている。「此の時期は又活動性が非常に盛になってくる。故にこの活動を沮害したり意味なき圧迫を加えたりするはよろしくない。須らく修身教授に於ても此の活動性を善用して軽挙盲動せざるよう自信自重の念を養成し且実行方面の勸奨に注意することが肝要である。」²⁶ 知的に偏し易い高学年の修身教授については、小学校教育修了に近いことを鑑み、深く情操陶冶に努めることと児童自身が修養に工夫することが肝要という。「高学年に於ては児童自身に其の修養をせしむるということは最も必要である。然るに此の方面に於ての取扱は一般にまだ十分でない様に思われる。故に其方法としては教授中内省をさせること、家庭にて日常自省せしむること、又好んで大自然の美に接触せしむること、修養上の書物を愛読せしむること等の如き指導が必要であろうと思う。」²⁷

教材及其取扱法では、例話の内容の分解補足、模範的態度、賞賛的態度、作法と密な連絡の必要性が説かれ、実話の人物に関しては主目的の確立と共に人物行為の心情を味合わせて事実を児童の身近なものに接近させ理解を促す必要があるとしているが、皇室については敬称や用語を一言半句たりとも苟にせず、児童の境遇と引き比べて説明する場合も尊厳を傷けることがあってはならないという²⁸。訓示については、抽象的なものを避け、付帶的訓示の挿入時機と特に高学年向け留意点を述べている。「高学年になると訓示材料のみを以て充たされていることになるが大に注意せないと独演式に流れ児童は受身になってしまう様になる。されば此の比較的無意味乾燥な問題を活かすには児童に相当の問答して児童の有する道徳的智識と結合せしめ大に感動を惹起し以て其情操を養成せねばならぬ。」

(下線筆者)格言の機会をとらえた利用と作法教授の反復練習による精神の習慣化と共に、修身教授上極めて重要な偶発児童については、一方に偏しないよう配慮し、児童に身近で感興を惹起させやすい適切な地方的材料を選ぶ必要があるという。一般教授上心得るべきこととして、情操陶冶の重視、具体的事例による個人的教訓等個人的取扱をすること、高度な理想を全ての児童に望むのは児童の苦痛となるので児童の心理的生理的状态に適応したことを望むこととし、以下のように述べている。「児童の判断で善と認め之を好愛する道徳的情操より惹起せられた行は其程度の児童にありては最善のものであるから其結果において目立たなくとも大にこれを賞せなければならぬ、否寧ろ悪しき結果であるとも其結果に於て戒むるも其情操の方面は適宜に賞賛せなければならぬ。」(下線筆者)²⁹ 修身教授で扱われる毎時間の徳目に連絡統一がないと心情に融合せず真の円満な判断や情操は得られないので教育勅語による統一という形式と共に、内的に適切に徳目を統一し融合した心情としなければならないという。「小学校の修身教育は教育勅語の御趣旨を児童に十分徹底せしめる仕事に外ならない」とし、各学年に応じた段階的な教育勅語の指導法(大意の理解から段階的な謹写、暗写)が論じられている³⁰。

第二章訓練上の欠陥及び其救済法については訓練事項孤立的取扱いの弊、教師側の不一致の克服を論じ、感情陶冶の欠陥は理屈や小言よりも「教師は児童のために泣き児童のために喜びの態度に出で、或は児童に悪行為あるは、他方に美点を有する其児童のために惜しむの態度に出で以って児童の感情に強い刺激を与える様にしたならば、必ずや自重し自奮努力の念を起し、更にこれを行為上にあらはすに至る」という³¹。意志教育における習慣養成法への注力、方法上の計画を十分になすこと、児童の精神と身体に関する研究、訓練的事項を看過せず自治的精神の養成に努める必要を説いて。「幼学年に於いては勿論何事も命令に服従して行爲せしめねばならぬが、中学年高学年に進むに従って自治的に導かねばならぬ。その方法としては児童が主催となり、教師が顧問となって学級会を開くと云うような事も一法であろうと思う。斯の精神を更に拓めて、最高学年に於いては学級会などに於いて学校全体に関することや、自己の修養のことに就いても、その意見を披瀝させる様にしたらよからうと思う。ここに言う学級会なるものは、現今亜米利加合衆国の学校に行われている学校都市制的のものでは必しもない。我国体に適したる団体自治、及道德修養会のようなものを云うのである。」(下線筆者)³²加えて学校家庭連絡(家庭訪問や懇談会、教師の教育主義を説明し家庭の啓発に努める)に留意することも説いている³³。

第三章教育修養上の欠陥及其救済法では、教師の身体的修養による健康に加え、容儀を整え、精神方面の修養に努めなければならないという。「教育は人格と人格との接触であるから教育者は他の如何なる者より高き人格を必要とする」とし、修養の方法として自己内省、読書と研究、有徳有識の人に接すること、宇宙の大なる自然美に接することを挙げ、根本精神を極めることなく新説や新思潮になびくことを戒めている。以後、第四章学校家庭連絡上の欠陥及其救済法、第五章教師交迭の頻繁及其救済法に続き、第六章家庭教養上の欠陥及其救済法では社会や思想の激変から影響を受けざるをえない家庭においてその中心を児童に移すよう要請され、第七章社会及自然の悪影響及其救済法では社会からの悪影響は通俗講演会、図書館、展覧会、青年会在郷軍人会の指導によって救済され社会改良がなされねばならないとし、第8章倫理教育思潮の動揺及其救済法では新主義新思潮の粹を選択し自身の滋養分として迷わないことが肝要とし、第九章教育者の社会的地位の低下及其救済法では軍人官吏等とは異なる教育者特別の待遇法を考えるべきであると述べている³⁴。

3) 香川県師範学校附属小学校「修身教授及訓練上の欠陥と其救済法」

香川県師範学校附属小学校の前身は1889(明治22)年に設立された香川県尋常師範学校に翌年設置された附属小学校であり、1897(明治30)年に師範教育令により香川県師範学校附属小学校に改称されている³⁵。ここでは上記の感情の陶冶に注力する福井県師範学校とは対照的な理性的判断力の訓練を主眼とする修身教授の必要性が説かれている。

(1) 修身科教授上の欠陥及其救済案については、①修身教授は正しき倫理観を定めて教材の主題を決定し徳目の系統を定め、児童の理性の啓培に努めるを根本義とするが、今日の修身科の教授は感情の陶冶に注力し倫理上の知識を与え理性に訴えて正しく判断する修練を怠っている、②教法講演的教式に流れやすく問答法など教材に応じた教法の変化が

必要であること、③修身教材は具体化し児童化して実践敢行させることは重要ではあるが実践敢行を責められ却って感情を傷つける場合があるので自己反省の手段が必要であること、④十分に復習をする必要があること³⁶、を説いている。

(2) 訓練上の欠陥及救済策については、①教師が正しき人生観を獲得せず漫然と訓練せんとすること、②訓練の効果を一時に多く望むこと、③訓練に永続的努力が足りないこと、④地方の事情を省みない訓練を施していること、⑤訓練の方便多岐に失すること、⑥総ての教科の教授および作業に於いて訓練を軽視していること、⑦作法教授が様式に拘泥し実用に遠ざかり精神なき取扱いをしている場合があり訓練の実際と合い入れないこと、⑧成績判定に用いられる操行録や表彰は児童の名誉心を挑発し偽善行為を醸成する場合があります、訓練成績の判定方法が妥当でない、という。「抑々訓練は意志の陶冶にあるを以て之れが成績の判定表彰も其動機に立至りて精査せざるべからず又一面に於て身体的の関係周囲の状況をも顧慮せざるべからず故に或る行為に対しても千篇一律の基準を以て律すべからず必ずや行為の動機、個性、体質周囲の事情によりて方法を斟酌ししかも他児童をして不平の念を抱かしめざる様注意を要す操行を査定するには徒に煩雑なる標準に拠らんよりは児童天賦の個性、身体状況、周囲の状況を悉皆して二三の大綱により総合的に訓練の成績を認むることに注意せざるべからず」(下線筆者)という。訓練の成績を向上させるには教師が児童の行為について理性的に批判し善を賞して意志の満足を与えますそれを助長することが重要であり、最終手段である戒飭を用いる場合には「満腔の愛を以てその非を悪みて人を悪まざる精神を以て徹底するまで戒飭を続けざるべからず」(下線筆者)³⁷という。

(3) 訓練上有効なる施設の実際如何においては訓練内容と校内校外の施設分類と留意点、(4) 教育勅語取扱上の意見如何では、教育勅語への信念養成と全学年で一貫した修身教授となるよう各学年の指導法が記されている。(5) 例話取扱上の注意点としては①立場の明示、②主眼点の妥当性、③不平等的扱いの回避、④実感の養成、⑤教材の境遇化、⑥適切な背景描写、⑦行為の結果のみに囚われない内面的事情の深い考察、⑧児童の日常行為との間接的比較、⑨礼に協った言語態度、⑩他教科との連絡、の重要性が記されている。個人傑士の伝記については、①例話の性質によって取扱いが異なること、②独立的例話は当該人物について予め準備があるものにする、③連続的例話は諸徳を一人格に纏めること、④行為に対する判断力の養成、⑤公平な人物判断、⑥反面的行為は詳説を避けること、が述べられ、続いて皇室や外国人に関する事項の解説と、(6) 作法教授の意見、(7) 修身教授上の教科書及方便物取扱上の意見、が纏められている³⁸。

4) 福井県師範学校附属小学校「修身科の成績考査及び操行査定の標準並に其方法」

福井県師範学校附属小学校は上述の「修身教授の徹底せざる原因及其救済法」に続いてここでは修身科の具体的な成績考査の方法に関する詳細な実践的知見を提示している。

<修身科成績考査>

考査の範囲としては、道徳的知識、道徳的感情及び意志に加えて実効的方面をも考査す

ることが適当とされている。修身科の最終の目的は道德の実行にあり、修身科で教授された事項の全てが直に実行されるものではないが、学校の内外で実行できることも多く、これらを考査することで、教師は教訓に止まらず実行を奨励し、児童は知識のみで実行が伴わなければ何の価値もないこと、操行不要で修身科の成績のよいというような矛盾のないように教授の徹底を行うことを論じている³⁹。

考査の要件としては、①道德に関する知の方向（道德上の理想手段及び事実理解と教得、道德的判断力）、②道德に関する情意の方向（道德感情、道德的努力及び工夫、道德的決意）、③道德に関する実行方面（修身科に於ける実行方面、修身科における訓練的実行方面、その他校内での一般訓練実行の方面、家庭や社会に於ける言行）が記されている⁴⁰。

考査の方法としては、①道德に関する知の方面（筆答考査と口答考査、理想・事実・手段のみならず可成的判断力に訴えるものを含むこと）、②道德に関する情意の方面：筆答考査（如何に感じたか、修徳上如何に工夫したか、如何に実行しつつあるか、如何に実行しようとするのか）、口答考査（教授中とその他の場合に於いて）、態度傾向の観察（感情や意志の実現状況）、③作法に関する方面（筆答考査、口頭考査、実行、日常座作進退の観察）、④道德に関する^マ実行的方面：学校内外での観察（各教科授業中、休憩時間、諸種の作業、上校下校の途中、遠足、運動会、校下巡視での観察、日誌、反省録による考察）、家庭での状況調査（家庭訪問、家庭に対する照会、父兄懇談会等）⁴¹。

<操行査定>

操行査定の定義を福井県師範学校附属小学校では広義に解し、凡そ小学校教育の結果と見なし、操行査定には児童の品性、行為、感情及び知能の結果、即ち全人格を考察するものとしている。操行査定の方法は、①品性（個性の調査による）、②行為（修身科と同様）、③知能（個性の調査による）の各方面から構成されている⁴²。

操行査定の標準及び評価としては、①甲は「道德的品性の基礎成り、行為善良に、且善行をなさんとする努力を有せるものにして、他生の模範となすに足り、将来有為の人物と認むべきもの及びこれに近きものを上とし、甲の評説を以て表わす」、②乙は「品性、行為共に普通にして、知能甚だしく劣等ならざるものを中として乙の評語を以て表わす」、③丙は「品性の基礎薄弱にして、不良なる行為あるものは、知能普通以上なるも、これを下とし、丙の評語を以て表わす」⁴³。

児童に望む操行程度としては、尋常第一・二学年では「父母の命令、禁止に従順なるを要す。但し其従順たるや盲目的にして、自己の判断に基づけること少く、又其の行為たるや、一時的にして、容易に習慣とならざるは止むを得ざることとす」とし、尋常第三・四学年では「他律的なる父母、教師の指導によること少く漸次自省的なるを要す。又、父母教師に対する服従にも自己の判断の加わるを要す」とし、尋常第五・六学年では「自ら道德を愛好して、これを行う如き理性の域には達すること難けれども、其の行為、自律的なるを要す」という⁴⁴。

操行査定上の注意としては、①児童の発達を酌量し一様の要求をしないこと。②

児童の発達段階を考慮し、将来独立自営し国運の発達と世界の進歩に多大な貢献をなす人物を目標として消極的な行状よきものと区別すること。③操行査定標準は具体的表現が困難なため教師の直覚による認定を重んずること。④児童の従前の歴史を鑑み、進歩が顕著な場合は特に斟酌して評価を付加すること。同一評価の場合も優等の積極的奨励の語を付加すること。⑤操行の学年成績は一学年の平均ではなく学年末現在の成績によること。⑥操行は当該学級に関係する教師の協議によって査定し、甲と丙の該当者は職員会議で決定すること。⑦操行不良な児童に対しては常に注意し改善を促し、各学年末に於いては特に保護者を呼び指導方法について熟議しなければならない⁴⁵、という。

<個性調査>

個性調査は主として教育の手段であるが、その結果を総合し、性意の傾向の善悪、知能の鋭鈍、身体発育の良否を認めるために参考にされる。個性は、「個人の精神並に身体の先天的及び後天的の特質」⁴⁶と定義される。個性調査の標準は、精神、身体、家庭及び社会、指導の要点から構成され、精神は知能、情意、注意、行動、言語、その他の特質から構成されている。広義の知能は、知能（知覚型式の如何、記憶力、想像力思考力、等の強弱観察模倣、工夫、発明、応用等の諸能力の如何）と学業成績（学級中の位置、最長最短の教科、最好悪する教科）から構成され、同様に情意（正直・虚言・温厚・憤怒・従順・快活・沈鬱・大胆・臆病・親切・同情・不親切・勤勉・怠惰・嫉妬・残酷・軽薄等）、注意（集中、散漫、転換に関する特徴）、行動（活発、遅鈍、静粛、粗野、沈着、軽率等）、言語（明瞭、渋滞、急調、温雅、野卑、吃訥、饒舌等）、その他が加わっている⁴⁷。

身体については、発育状態、健康状態、疾患（諸機関の故障、殊に目と耳との特質）、態度や運動の特質（姿勢、外貌、動作）から検討され、家庭及び社会については住所、職業、父母・祖父母・兄弟・姉妹の有無及びその気質の特徴、生活状態、家の歴史の特質、四隣状況、朋友（親友の氏名及其の特徴）が含まれている。さらに指導の要点として①矯正又は助長すべき点、②将来適当なる生業等⁴⁸が加わっている。

調査方法については学校内外での児童の観察、児童及び家庭調査を行い、観察調査した事項は年2回、教育日誌・学校日誌・学級訓練簿を参照して観察簿に記入する⁴⁹とされた。

5) その他

同誌には次の五つの論稿も掲載されている。静岡県女子師範学校附属小学校「修身科教材（童話、寓話、仮作話、歴史的事実、説明的事実、偶発事項、訓辞、格言）取扱法の研究」、静岡県師範学校附属小学校「高等科第一・第二・第三学年修身科の研究」、三重県師範学校附属小学校「修身科教授の実際的要領」、広島県三原女子師範学校附属小学校「我が校作法教授の方針」、静岡県女子師範附属小学校「作法教授の研究」である。

4. おわりに

以上、『帝国教育』臨時増刊号『小学教育の最新研究』に掲載された附属小学校での四つの実践研究を検討してきた。ここで明らかになったのは、当時の修身教育の究極の目的となり教材の中核となっている教育勅語と天皇皇族に関する教授内容は、民主社会において

は殆ど無意味な内容であり、人権意識の欠如等、今日的視点から重大な問題を含む道德教育の内容であることはいうまでもない。しかしながら、そうした内容的限界を含みながらも、児童の個性や自発性への配慮等、それ以前の注入主義的な教育方法には見られないいくつかの貴重な実践的知見が提示されている。

ここに記された師範学校附属小学校での修身科の教育実践は、最終的には実行実践が目指されていた点では共通しているが、道德指導の強調点を知情意のいずれにおくかによって多様であり、相互に矛盾に満ちたものであった。一方、それ以前の徳目注入主義を克服する児童の自発性や情緒や意志の陶冶に向けた児童中心主義的な配慮や工夫が随所に表明され、教員自らの日常の経験知に基づく児童の発達段階が提示されると共に、それを顧慮した指導が推奨されていた。さらに道德教育の評価に関する今日的な困惑に貴重な示唆となる成績査定や個性調査に関する工夫や配慮も提示され、よき道德実践に向けた作法教授等の訓練的指導による習慣化の意義も力説されている。こうした小学校段階における道德指導は、エリートも非エリートも包摂する全国民的な修養の「型」の形成の基盤となっていた。

これらを記した附属小学校の教員は 21 世紀に生きる我々のような教育学や教育心理学等の教育科学を学んでいるわけではないものの、同僚と共に自らの教育実践に反省的分析を加え、試行錯誤の中で自らの実践智を生み出しそれを鍛えていった。こうした実践智は後の世代の継承と学問的洗練によって精度を高めることができる。本稿で分析した大正期の師範学校附属小学校での道德指導法に関する実践研究の記録は、その欠陥や限界と共に我々が学ぶべき豊かな実践智の萌芽を示している。

1 貝塚茂樹『道德の教科化：「戦後 70 年」の対立を超えて』文化書房博文社 2015 年。江島顕一『日本道德教育の歴史』ミネルヴァ書房 2016 年等を参照。

2 拙稿「『修養』と『教養』の分離と連関に関する考察」『教育学研究』66-3、1999 年を参照。

3 丸山眞男『増補版現代政治の思想と行動』未来社 1964 年 63-70 頁。

4 中野光『大正自由教育の研究』黎明書房 1968 年、等。

5 例えば、岩本俊郎「大正自由教育と修身教育（IV. 大正期教育の研究）」『立正大学人文科学研究所年報』別冊 4 号 1983 年。香川七海「大正時代における修身教育の批判論に関する考察：大島正徳の著作『自治及修身教育批判』を手がかりとして」『教育学雑誌』48、2013 年。土屋直人「大正後期の修身・公民教育論における国際道德観念涵養論について」『日本教育学会大会研究発表要項』59、2000 年。

6 森透「福井県における大正自由教育の研究：研究の整理と若干の問題提起」『福井大学教育学部紀要第 4 部教育科学』第 42 号 1991 年。同「福井県における大正自由教育の研究（その 2）：福井県師範学校附属小学校の実践を中心に」同第 43 号 1992 年。同「福井県における大正自由教育の研究（その 3）：福井県教育会雑誌の検討を中心に」同第 44 号 1992 年、等。

7 永田忠道「大正自由教育期における修身授業改革：初等教育段階の修身科における社会認識育成の試み」『社会科教育研究』88、2002 年。同『大正自由教育期における社会系教科授業改革の研究：初等教育段階を中心に』風間書房 2006 年。

8 土野長一「大正期の明石女子師範学校附属小学校における修身科教育の改革：永良郡事の教育実践に着目して」『教育科学セミナー』42、2011 年。

9 文部科学省高等教育局大学振興課「国立大学附属学校園の役割・意義、そして課題」23

頁。(<http://www.u-gakugei.ac.jp/~soumuren/22.12.11/07monbu.pdf>)

¹⁰ 影山昇「沢柳政太郎と帝国教育会」『成城文藝』169、2000年を参照。

¹¹ 例えば「修身教授問題」『教育界』13巻10号1914年、同13巻11号1914年、同13巻12号1914年等。

¹² 沢柳政太郎「『小学教育の最新研究』発行の辞」帝国教育会編纂『小学教育の最新研究：全国師範学校附属小学校の最新研究』南北社1917年。以下、本史料の引用は新字体を用いている。

¹³ 同上。

¹⁴ 「小学教育の最新研究目次」、同上、目次2-15頁。

¹⁵ 『石川県教育史』第二巻、石川県教育委員会1975年243-254頁。板垣英治「石川県師範学校」『Acanthus:金沢大学広報誌アカンサス』2-12、2005年。

¹⁶ 石川県師範学校附属小学校「修身書活用上の注意」帝国教育会編、前掲、91頁。

¹⁷ 同上94頁。

¹⁸ 同上96頁。

¹⁹ 同上102-103頁。

²⁰ 同上103-107頁。

²¹ 同上110頁。

²² 同上125-126頁。

²³ 『福井県教育百年史』第一巻通史編(一)福井県教育委員会1978年420-429、1143-1143頁を参照。『福井県史』通史編5、第4章大正デモクラシーと県民、第4節新しい教育と社会事業、大正自由教育運動、福井県師範学校附属小学校の実践

(<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/07/kenshi/T5/T5-4a5-01-04-01-06.htm>)

²⁴ 福井県師範学校附属小学校「修身教授の徹底せざる原因及其救済法」帝国教育会編、前掲、128頁。

²⁵ 同上。

²⁶ 同上129頁。

²⁷ 同上130頁。

²⁸ 同上132頁。

²⁹ 同上132-133頁。

³⁰ 同上133-135頁。

³¹ 同上136頁。

³² 同上138頁。

³³ 同上。

³⁴ 同上141頁。

³⁵ 溝渕利博「香川県郷土教育史研究序説(一)」『研究紀要』(高松大学・高松短期大学)64・65、2016年。

³⁶ 香川県師範学校附属小学校「修身教授及訓練上の欠陥と其救済法」帝国教育会編、前掲、142-143頁。

³⁷ 同上143-145頁。

³⁸ 同上145-152頁。

³⁹ 福井県師範学校附属小学校「修身科の成績考査及び操行査定の標準並に其方法」帝国教育会編、前掲、186頁。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 同上186-187頁。

⁴² 同上187頁。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 同上187-188頁。

⁴⁶ 同上188頁。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ 同上188-189頁。

⁴⁹ 同上189頁。